

○国立大学法人秋田大学利益相反マネジメント規程

(平成 20 年 9 月 10 日規則第 214 号)

改正 平成 25 年 3 月 29 日規則第 214 号

平成 27 年 3 月 30 日一部改正	平成 28 年 3 月 9 日一部改正
平成 29 年 3 月 24 日一部改正	平成 29 年 12 月 26 日一部改正
平成 30 年 5 月 16 日一部改正	平成 30 年 11 月 21 日一部改正
令和元年 7 月 10 日一部改正	令和元年 11 月 26 日一部改正
令和 2 年 3 月 31 日一部改正	令和 3 年 3 月 31 日一部改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人秋田大学(以下「本学」という。)並びに本学の役員及び職員(非常勤職員を含む。以下「役職員」という。)の産学連携活動における利益相反状態が深刻な事態へと発展することを未然に防止し、社会からの信頼を確保するため、本学及び役職員の利益相反の適切な管理(以下「利益相反マネジメント」という。)に関し必要な事項を定め、産学連携活動の一層の推進を図ることを目的とする。

2 人を対象とする医学系研究その他研究等の特性に配慮すべき分野における利益相反マネジメントに関し必要な事項は、別に定める。

(定義)

第 2 条 この規程において「産学連携活動」とは、本学と企業等との間で行う研究(共同研究、受託研究(治験、受託試験等を含む。))、受託事業、技術移転(実施許諾、権利譲渡、技術指導)、役職員の兼業、研究助成金・寄附金の受入れ、施設・設備の利用の提供及び物品の購入等をいう。

2 この規程において「利益相反」とは、産学連携活動によって生じる次の各号のいずれかの状況により、本学の社会的信頼が損なわれ得る状況をいう。

(1) 役職員が得る利益(兼業報酬、特許に係る収入、未公開株式の保有等)と本学における責任が衝突・相反する状況

(2) 本学が得る利益と本学の社会的責任が相反する状況

(3) 役職員の企業等に対する職務遂行責任と本学における職務遂行責任が両立し得ない状況

3 この規程において「企業等」とは、企業、国若しくは地方公共団体の行政機関又はその他の団体をいう。

4 この規程において「部局」とは、国際資源学研究科、教育文化学部、医学系研究科、理工学研究科、先進ヘルスケア工学院、医学部附属病院、産学連携推進機構、情報統括センター、バイオサイエンス教育・研究サポートセンター、放射性同位元素センター、環境安全センター、国際資源学教育研究センター、地方創生センター、高齢者医療先端研究センター、電動化システム共同研究センター、自殺予防総合研究センター、評価・IRセンター、高等教育グローバルセンター、学生支援総合センター、高大接

続センター、教員免許状更新講習推進センター、附属図書館、保健管理センター、地
(知)の拠点推進本部及び手形地区に置かれている各課(学長及び理事を含む。)をいう。
(利益相反マネジメントの対象者、基準及び行為)

第3条 利益相反マネジメントの対象者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 役職員
 - (2) 役職員の配偶者並びに役職員の子、父母及び兄弟姉妹
 - (3) その他秋田大学利益相反マネジメント委員会(以下「委員会」という。)が必要と判断した者
- 2 利益相反マネジメントは、産学連携活動を実施するに当たり、次の各号に掲げる利益相反により本学の教育研究活動等の公正性に客観的な疑念を生じさせるか否かを判断基準とする。
- (1) 本学における職務と個人的利益が衝突する状況
 - (2) 個人的な利益の有無にかかわらず産学連携等の外部活動に対する職務責任と本学における職務責任が両立しえない状況
- 3 利益相反マネジメントは、第1項に規定する対象者が次の各号に掲げる場合に該当するときに行うものとする。
- (1) 兼業活動(技術指導を含む。)に従事する場合
 - (2) 大学発ベンチャー企業の職務に関連し、報酬、株式保有等の経済的利益を有する場合
 - (3) 企業等に自らの発明等を技術移転する場合
 - (4) 企業等との協力研究に参加する場合
 - (5) 企業等から寄附金、設備又は物品等の供与を受ける場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、役職員への便益を供与する企業等(以下「便益供与者」という。)に対し、本学の施設・設備の利用の提供、又は便益供与者から物品を購入する場合
- 4 前項に規定するもののほか、前項各号に掲げる場合等に関連し、本学が組織として利益を得る場合は、利益相反マネジメントを行うものとする。

(役職員の責務)

第4条 役職員は、利益相反の発生が懸念される場合は、第15条に規定する利益相反相談室に相談する等、利益相反の回避に自ら努めるものとする。

2 役職員は、第6条に規定する委員会が行う調査等に協力するものとする。

(各部局における対応)

第5条 部局の長は、当該部局の役職員に対し、利益相反を生じさせないように指導するものとする。

(利益相反マネジメント委員会)

第6条 本学に、利益相反に関する重要事項の審議又は実施のため、委員会を置く。

(所掌事項)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、又は実施する。

- (1) 利益相反の防止に係る対応策に関すること。
- (2) 利益相反に係る調査及び審査に関すること。
- (3) 利益相反ポリシーの見直しに関すること。
- (4) その他利益相反マネジメントに関すること。

(調査結果に基づく処置)

第8条 委員会は、前条第2号の調査の結果、利益相反の疑義が生じることが懸念される場合は、必要に応じて当該役職員に対し事情聴取等を行い、改善を要すると認めるときは、学長に報告するものとする。

- 2 委員会は、前条第2号の調査の結果、利益相反の疑義が生じた場合は、更に必要な調査を行い、問題の有無及び必要な処置について学長に報告するものとする。
- 3 学長は、第1項又は前項の報告に基づき、必要な処置を決定し、当該役職員及び部局の長に通知するものとする。

(異議申立て)

第9条 役職員は、前条第3項の処置に対し不服がある場合は、学長に対して書面により異議申立てを行うことができる。ただし、異議申立ては、1回を限度とする。

- 2 学長は、異議申立てに関する書面を受理したときは、委員会に再審議を指示するものとする。
- 3 学長の指示を受けた委員会は、再度審議を行い、速やかに審議の結果を学長に報告するものとする。
- 4 学長は、前項の報告に基づき、異議申立てに対する処置を決定し、当該役職員及び部局の長に通知するものとする。

(組織)

第10条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、学長が委嘱する。

- (1) 研究担当理事
- (2) 総括担当理事
- (3) 国際資源学研究科長が推薦する当該研究科の教授又は准教授 1名
- (4) 教育文化学部長、医学系研究科長及び理工学研究科長が推薦する当該学部又は研究科の教授 各1名
- (5) 副理事(企画調整担当)
- (6) 地方創生・研究推進課長
- (7) 学外の専門家 若干名
- (8) その他委員会が必要と認めた者

(任期)

第11条 前条第3号、第4号、第7号及び第8号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
(委員長)

第12条 委員会に委員長を置き、研究担当理事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(議事)

第13条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員会に関し必要な事項)

第14条 第7条から前条までに定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(利益相反相談室の設置)

第15条 委員会に利益相反相談室を置き、必要な相談員を配置する。

2 相談員は、役職員からの利益相反に関する相談に応じる。

3 相談員は、学長が委嘱する。

4 前三項に定めるもののほか、利益相反相談室に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(学内外への周知)

第16条 委員会は、利益相反に関する役職員の意識の向上を図るため、利益相反マネジメントの理念、方法等を周知するとともに、適宜啓発活動を行うものとする。

2 委員会は、定期的に本学における利益相反に対する取組状況(個人のプライバシーに係る部分を除く。)を公表するものとする。

(事務)

第17条 委員会の事務は、地方創生・研究推進課において処理する。

(補則)

第18条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成20年9月10日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱される第10条第3号、第6号及び第7号の委員の任期は、第11条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成 21 年 5 月 13 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 5 月 21 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 214 号)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 30 日一部改正)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 9 日一部改正)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 24 日一部改正)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 12 月 26 日一部改正)

この規程は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 5 月 16 日一部改正)

この規程は、平成 30 年 5 月 16 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 30 年 11 月 21 日一部改正)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 7 月 10 日一部改正)

この規程は、令和元年 7 月 10 日から施行し、平成 31 年 3 月 13 日から適用する。

附 則(令和元年 11 月 26 日一部改正)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 31 日一部改正)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 31 日一部改正)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。